

多子世帯・ひとり親世帯等への保育料軽減の強化

＜平成28年度予算案における改善内容＞

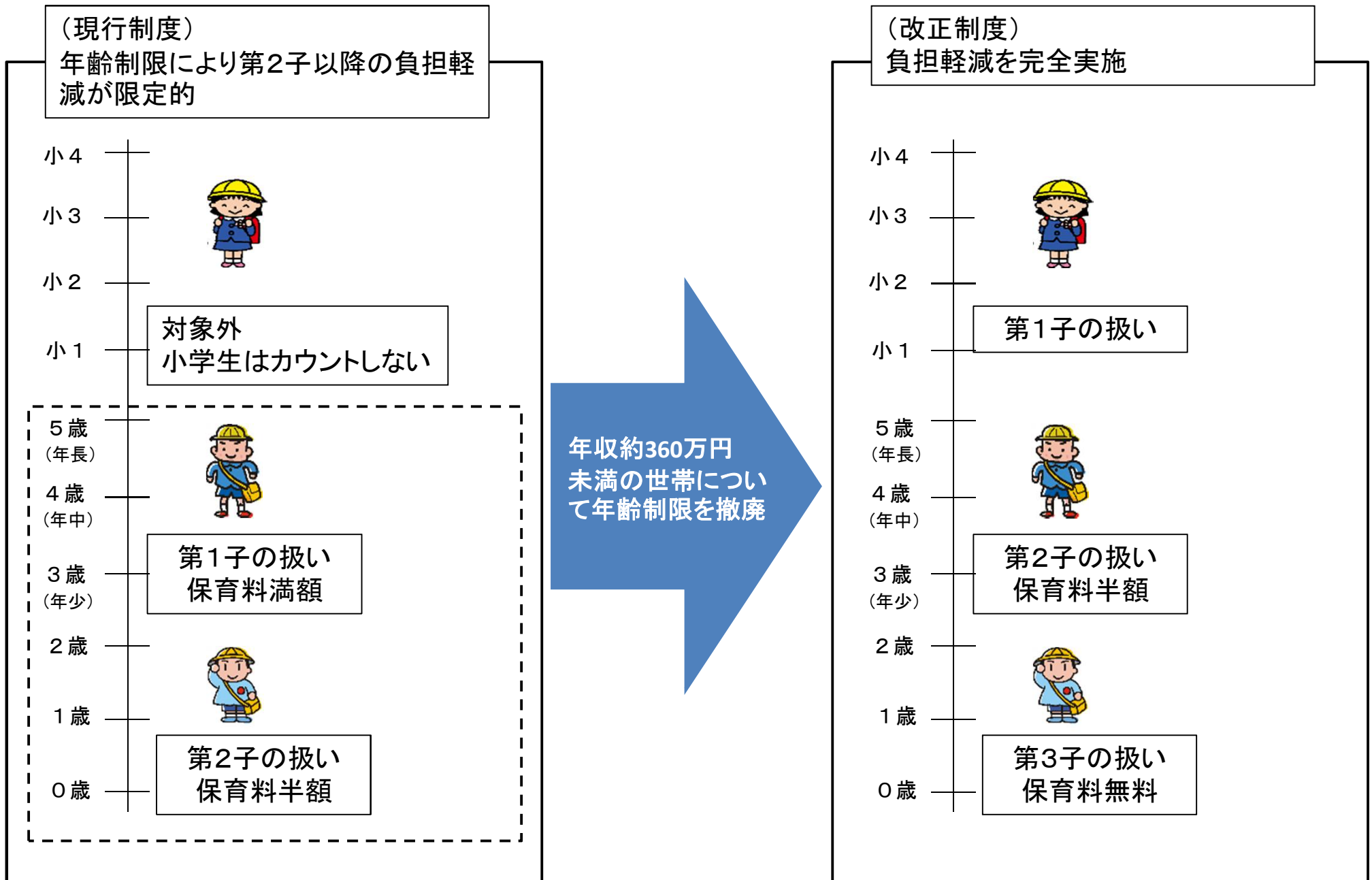
- 年収360万円未満の世帯について、多子計算に係る年齢制限を撤廃し、第2子を半額、第3子以降を無償化
- 年収360万円未満のひとり親世帯等への優遇措置を拡充し、第1子を半額、第2子以降を無償化

＜現行制度との比較＞

	現行制度	改正制度
多子世帯	保育所や幼稚園等を利用している <u>就学前児童</u> が2名以上の場合、第1子は保育料金学表に定める額、第2子は半額、第3子以降は無料	<u>年収360万円未満</u> の世帯について、 <u>多子計算に係る年齢制限を撤廃</u> し、第2子は半額、第3子以降を無料
ひとり親世帯等	低所得者世帯の第2階層(市町村民税非課税世帯)は <u>無料</u> 、第3-1階層(市町村民税均等割のみ課税世帯)及び第3-2階層(市町村民税所得割課税額48,600円未満の世帯)は <u>保育料金学表に定める額から1,000円差し引いた金額</u> としている	<u>年収360万円未満</u> のひとり親世帯等への優遇措置を拡充し、 <u>第1子を半額、第2子以降を無料</u>

「幼児教育無償化に関する関係閣僚・与党実務者連絡会議」(平成27年7月22日開催)で取りまとめられた方針等を踏まえ、低所得の多子世帯及びひとり親世帯等の保護者負担の軽減を図り、幼児教育無償化に向けた取組を推進

イメージ図①【多子軽減】



イメージ図②【ひとり親等軽減】

